

平成19年から

住民税が変わります。

◆問い合わせ先
伊奈庁舎税務課
☎ 58-2111
(内線1132～1134)

●平成19年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。

・税源移譲とは？

地方団体が自主的に財源の確保を行い、住民にとってより身近で、よりよい行政サービスを受けられるよう、国（所得税）から地方（住民税）へ税源（約3兆円）を振り替えることが税源移譲です。

税源移譲にともなって、次のような改正が行われます。

- ①税率構造の改正
- ②人的控除額の差に基づく負担増の減額措置（調整控除）

税源移譲の他にも、次のような改正があります。

- ③定率減税の廃止
- ④65歳以上の者に対する非課税措置の廃止

●住民税所得割の税率が10%に統一されます。

住民税所得割の税率は、従来3段階の超過累進構造になっていました。これを所得の多い少ないに関わらず一律の10%の比例税率構造に変えることになりました。

※この改正は、平成19年6月徴収分から適用されます。

●税源移譲によって住民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。

住民税所得割の10%比例税率化に伴い、国が集める国税（所得税）の税率構造も見直されます。住民税については最低税率が5%→10%に引き上げ、最高税率が13%→10%に引き下げとなっていますが、所得税は逆に最低税率が10%→5%に引き下げ、最高税率が37%→40%に引き上げとなります。また、人的控除の差に対応した減額措置なども講じられます。これらの措置により、税源移譲の前後で「住民税+所得税」の納税者の負担は変わりません。

